

後見制度支援預金

(2019年11月1日現在)

1. 商品名	・後見制度支援預金
2. ご利用いただける方	・家庭裁判所より後見制度支援預金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方 (注) 補助人、保佐人、任意後見人、未成年後見人は対象外です
3. 取扱店舗	・当行の本支店窓口
4. 預金種類	・普通預金 または 無利息型普通預金
5. お預け入れ期間	・定めはありません
6. お預け入れ方法 (1) 口座開設 (2) お預け入れ方法 (3) 最低お預け入れ金額 (4) お預け入れ単位	・家庭裁判所より発行された「指示書」に基づき、窓口にて受付けいたします ・随時お預け入れいただけます ・【初回預入時】300万円 【追加預入時】1円 ・1円単位
7. 払戻方法	・家庭裁判所より発行された「指示書」に基づき、窓口にて払戻しいたします
8. お利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) お利息への課税 (5) 金利情報の入手方法	・毎日の店頭表示の普通預金利率を適用します。なお、無利息型普通預金の場合は、お利息は付きません ・毎年2月と8月の当行所定の日に支払います ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・20% (国税15%、地方税5%)*の源泉分離課税となります *復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります ・店頭でご確認ください
9. 口座開設手数料	・11,000円(税込)
10. 付加できる特約事項	・家庭裁判所より発行された「指示書」に基づき、「定額自動振込サービス」をご利用いただけます(当行所定の手数料がかかります) (注) 振込日は毎月1回、毎月同一日でご指定いただけます
11. 本口座の解約	・家庭裁判所より発行された「指示書」に基づき、窓口にて受付けいたします。ただし、以下の場合は指示書によらず、当行で解約を実施します ① 預金者が亡くなった場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき ② 定額自動振込サービスをご利用かつ、口座残高が1回の振込金額・手数料額に満たなくなった場合 ③ 普通預金規定、無利息型普通預金規定に定める解約事由に該当する場合 ④ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

12. 中途解約時のお取扱い	—
13. 預金保険	・預金保険制度の対象となり、同制度の範囲内で保護されます。なお、無利息型普通預金の場合は、全額保護されます。くわしくは窓口におたずねください
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
15. その他参考となる事項	・本口座は以下のお取引をご利用いただけません ①キャッシュカードの発行 ②公共料金等の口座振替 ③インターネットバンキング等の非対面取引